○叙勲

旭日双光章を授ける（二月二十七日）
田中　隆生
岩崎　荊路

旭日双光章を授ける
辻井　英夫
西澤　勇

旭日単光章を授ける（各通）（以上二月二十八日）
三津谷　實

旭日双光章を授ける
猪野　源治
海野　弘展
中山　一夫

旭日単光章を授ける（各通）（以上三月一日）
（鳥取県八頭町議会議員）
川西　末男
清水　秀雄

旭日単光章を授ける（各通）（三月二日）
宮島傳二郎

旭日双光章を授ける（三月四日）
（大阪大学名誉教授）
山中　龍彦

瑞宝中綬章を授ける
海保　伸夫
桂　剛
熊木　三郎
齋藤　暢男
塚原　勝雄
藤井　保雄
松浦　定雄

瑞宝双光章を授ける（各通）
田島農夫男
比留川弘文

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十六日）
長谷川博之

瑞宝小綬章を授ける
及川　克美
小山　幸雄
瓦井　勝義
小島　悦雄
須川　逸郎
谷　慶一
東谷　忠夫
眞子　利常
吉田　達夫
三橋　滿之

瑞宝双光章を授ける（各通）
安達　武晴
内田　泰男
金今　利彦

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十七日）
増原　繁樹
松田　秀樹

瑞宝小綬章を授ける（各通）
中村　幸彦

瑞宝双光章を授ける
井川　隆
大竹　祐司
鈴木　三雄
堀　一雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十八日）
大村　俊雄
増田　英俊

瑞宝小綬章を授ける（各通）
（東北大学名誉教授）
井關　五郎
大野　浩司
小林　良堅
坂牧　東陽
高橋　長吉
村山　穣助

瑞宝双光章を授ける（各通）
稲生　陸平
大橋不二夫
近藤　充
神道　豊
中川　正昭

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月一日）
安倍　久雄
寺澤　英俊
富重多賀士
小平　豊
神山　輝明
関　瑞穂

瑞宝小綬章を授ける（各通）
嶋崎　成志
橋本　平一
佐藤　隆
田邊　一男
宮野　授

瑞宝双光章を授ける（各通）
（法務事務官）
鈴木　幹雄
當間　清

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二日）
中川　誠

瑞宝双光章を授ける
今村　信夫
河合　哲
坂口　進
高橋　健
向井　實
平川　浩

瑞宝単光章を授ける（以上三月三日）
氏家　善榮
芝田　克己

瑞宝双光章を授ける
松居銀四朗
渡邉　宗夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月四日）
丸井　盛雄

瑞宝双光章を授ける（三月五日）
（検察事務官）
紫前　武美

瑞宝双光章を授ける
山崎　好次

瑞宝単光章を授ける（以上三月六日）
木村　哲二
永留　昭郎

瑞宝双光章を授ける（各通）（三月八日）
（在日アメリカ合衆国空軍第十八航空団司令官）アメリカ合衆国空軍准将
ジェイムズ・バイロン・ヘカー

旭日中綬章を贈与する（三月二十七日）
長瀬テツ子
長瀬　正憲
勝木　有伏
中野　典子
清水　敏倪
三宅　宗勝
浮谷　吉則
役野磨智夫
今井　春江
北野憲太郎
篠田　敏信
坂　享
杉本　励
縣　正幸
今井　健之
冨山　忍
黒須　勇

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年三月二十八日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

田端　昌子
田村　茂子
片田　常義
杉本　茂
入野　泰子
上田　和子
櫻井　宏
甲斐原守夫
神田　敦子

褒賞条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年三月二十八日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

木村　勝男
古賀常次郎
岩崎　博
白井　一男
塚原　恭子
高田きよ子
宮下　英子
田中　敏朗
長岡今朝吉
冨岡茂太郎

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年三月二十八日、紺綬褒章に付する飾版を贈与された者は、次のとおりである。

中華人民共和国人　王　厚龍

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を贈与する

幡谷　祐一
松井　利夫

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年三月二十八日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

黒田　博久
川妻　幸子

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年三月二十八日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社日進ホールディングス
株式会社冨永農場
アクシアルリテイリング株式会社
株式会社デンセン
吉澤石灰工業株式会社
松原建設株式会社
中西電機工業株式会社
株式会社安藤産業
大昭建設株式会社
東京都民共済生活協同組合
野口観光株式会社
とぴあ浜松農業協同組合
伸和コントロールズ株式会社
遠州中央農業協同組合

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

賞杯

業務に精励したので、平成二十七年三月二十八日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故冨沢俊夫遺族　冨沢　秋子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

皇室事項

認証官任命式

四月二日午後六時三十五分、宮中において、最高裁判所判事小池裕及び高等裁判所長官市村陽典の認証官任命式が行われた。

御祝電

天皇陛下は、四月四日セネガル国の独立記念日につき、同月三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により河川管理施設と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年４月７日

九州地方整備局長　金尾　健司